



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
4月1日
第296号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

県税の収納事務の委託(税政課).....	1
水源森林地域の区域の変更(森林政策課).....	1
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(医療福祉推進課).....	2
コラボしが21貸会議室利用料の徴収事務の委託(商工政策課).....	2
道路区域の変更(道路保全課).....	2
道路の供用開始(道路保全課).....	3

○ 公 告

公共測量終了公告(監理課).....	3
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告(都市計画課).....	4
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告(都市計画課).....	4

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任公告(東近江).....	4
-----------------------	---

○ 公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告(生活安全企画課).....	4
技能検定員審査および教習指導員審査実施公告(運転免許課).....	6

告 示

滋賀県告示第149号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定に基づき、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)に基づく県税の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 一般社団法人滋賀県自動車整備振興会 守山市木浜町2298番地の1
- 2 委託事務の内容 滋賀県自動車税事務所における自動車税(滋賀県税条例等の一部を改正する条例(平成28年滋賀県条例第52号)第2条の規定による改正前の滋賀県税条例に規定する自動車税を含む。)の収納事務
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 収納の方法 現金で収納する。

滋賀県告示第150号

滋賀県水源森林地域保全条例(平成27年滋賀県条例第6号)第6条第1項の規定に基づき指定した水源森林地域の区域を、次のとおり変更する。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大造

水源森林地域の区域を変更する区域 次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、滋賀県西部・南部森林整備事務所、滋賀県甲賀森林整備事務所、滋賀県中部森林整備事務所、滋賀県湖北森林整備事務所および滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第151号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
福祉用具貸与事業所フラワーケア	野洲市富波乙798番地5	株式会社FLOWER 代表取締役 渡邊章夫	野洲市富波乙798番地5	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	令和4.4.1	2571300793
特定福祉用具販売事業所フラワーケア	野洲市富波乙798番地5	株式会社FLOWER 代表取締役 渡邊章夫	野洲市富波乙798番地5	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和4.4.1	2571300793

滋賀県告示第152号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、コラボしが21貸会議室利用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 PFI 滋賀21会館株式会社 大津市別保一丁目15番38号
- 2 委託事務の内容 コラボしが21貸会議室利用料の徴収事務
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第153号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年4月1日から令和4年4月15日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	大津能登川長浜	栗東市糺四丁目546番地先から 栗東市糺四丁目545番地先まで	変更後	最小 7.0m く 最大 14.9m	16.8m	迂回路設置に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり
		栗東市糺四丁目546番地先から 栗東市糺四丁目545番地先まで	変更前	最小 7.0m く 最大 13.8m		

	線	野洲市富波字西出口甲987番1地先から	変更後	最小 16.7m	43.9m	迂回路設置に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり
		野洲市富波字西出口甲994番5地先まで		最大 27.3m		
		野洲市富波字西出口甲987番1地先から	変更前	最小 14.8m		
		野洲市富波字西出口甲994番5地先まで		最大 25.4m		
国道	421号	東近江市永源寺相谷町字下村1550番地先から	変更後	最小 7.5m	220.5m	道路改良工事(迂回路設置)工事に伴う道路区域の変更
				最大 14.0m		
		東近江市永源寺相谷町字中村570番2地先まで		最小 6.9m	220.7m	
		最大 9.0m				
			変更前	最小 6.9m	220.7m	
				最大 9.0m		

滋賀県告示第154号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年4月1日から令和4年4月15日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大津能登川長浜線	栗東市縷四丁目546番地先から 栗東市縷四丁目545番地先まで	令和4.4.1	L=16.8m
	野洲市富波字西出口甲987番1地先から 野洲市富波字西出口甲994番5地先まで	令和4.4.1	L=43.9m

公 告

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米原市長 平尾 道雄から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図データ作成)
- 2 作業の地域 米原市井之口
- 3 作業の終了日 令和4年3月10日

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

守山市が令和4年3月31日に決定した大津湖南都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14番75号

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

守山市が令和4年3月31日に決定した大津湖南都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14番75号

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

守山市が令和4年3月31日に変更した大津湖南都市計画用途地域に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14番75号

農業農村振興事務所公告**土地改良区役員退任公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、愛知川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年4月1日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	中 嶋 佐 平	東近江市上中野町848番地

公安委員会公告**警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告**

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習・追加取得講習)を次のとおり実施する。

令和4年4月1日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

- 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)
- 講習日時

(i) 新規取得講習 令和4年5月11日(水)から同月19日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から

午後5時まで

(2) 追加取得講習 令和4年5月16日(月)から同月19日(木)までの午前9時から午後5時まで

3 修了考査 新規取得講習については令和4年5月20日(金)午前9時から100分間、追加取得講習については同日午前9時から35分間

4 講習場所 大津市打出浜1番6号 大津市勤労福祉センター

5 受講定員 新規取得講習および追加取得講習を合わせて30人

6 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第5条および第6条に規定する講習事項

7 受講対象者

(1) 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

8 受付期間 令和4年4月11日(月)から同月19日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)とする。ただし、定員に達し次第締め切る。

9 申込場所 滋賀県内の最寄りの警察署

10 申込方法 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書1通に、次の(1)または(2)に掲げる書類を添付して申込場所に提出すること。

(1) 新規取得講習の場合

ア 7(1)アに該当する者については、1号警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)および履歴書

イ 7(1)イに該当する者については、1級検定の合格証明書の写し

ウ 7(1)ウに該当する者については、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

エ 7(1)エに該当する者については、旧1級検定の合格証の写し

オ 7(1)オに該当する者については、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習の場合

ア 7(2)アに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書

イ 7(2)イに該当する者については、資格者証等の写しおよび1級検定の合格証明書の写し

ウ 7(2)ウに該当する者については、資格者証等の写し、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

書

エ 7(2)エに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧1級検定の合格証の写し

オ 7(2)オに該当する者については、資格者証等の写し、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

- 11 受講料 申込時に、新規取得講習にあつては47,000円、追加取得講習にあつては23,000円に相当する額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。なお、納付した受講料は、申込受理後は、申込みを取り消した場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。
- 12 携行品 筆記具および警備業関係法令集を持参すること。
- 13 集合時間等 集合時間等の詳細については、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。
- 14 実施委託 この講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。
- 15 問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 077-522-1231)または各警察署の生活安全課
- 16 その他 新型コロナウイルス感染症の影響により、講習日、場所等を変更し、または講習を中止する可能性があるため、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。

技能検定員審査および教習指導員審査実施公告

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定に基づく技能検定員審査および同法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和4年4月1日

滋賀県公安委員会委員長 高橋 啓子

- 1 審査の種類 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第1条各号に規定する技能検定員審査および同規則第10条第1項各号に規定する教習指導員審査
- 2 審査の実施日
 - (1) 第1回
筆記審査 令和4年6月15日(水)
実技審査 令和4年6月15日(水)から同年7月6日(水)までの日(土曜日および日曜日を除く。)のうち、滋賀県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の指定する日
 - (2) 第2回
筆記審査 令和4年8月24日(水)
実技審査 令和4年8月24日(水)から同年9月12日(月)までの日(土曜日および日曜日を除く。)のうち、公安委員会の指定する日
 - (3) 第3回
筆記審査 令和4年11月4日(金)
実技審査 令和4年11月4日(金)から同月16日(水)までの日(土曜日および日曜日を除く。)のうち、公安委員会の指定する日
- 3 審査の場所 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課
- 4 審査の対象者
 - (1) 技能検定員審査
ア 新たに技能検定員審査を受けようとする者
イ 技能検定員資格者証の交付を受けた者で、当該技能検定員資格者証に係る種類以外の種類の技能検定員審査を受けようとするもの
 - (2) 教習指導員審査
ア 新たに教習指導員審査を受けようとする者
イ 教習指導員資格者証の交付を受けた者で、当該教習指導員資格者証に係る種類以外の種類の教習指導員審査を受けようとするもの
- 5 審査申請の手続
 - (1) 申請の方法 所定の申請書に必要事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽(受審者が宗教上または医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。)、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものをいう。以下同じ。)を貼付の上、次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれに定める運転免許証等またはその写しを添えて、(2)の提出先に持参すること。なお、郵送により申請する場合は、必要事項を記入し、写真を貼付した申請書および運転免許証等の写しを簡易書留または特定記録郵便により、(2)の提出先に送付すること。

ア 技能検定員審査

- (7) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許もしくは普通自動車免許または大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許もしくはけん引免許（以下「特定第一種運転免許」という。）に係る技能検定員審査 当該審査に用いられる自動車を運転できる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証
- (イ) 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証および技能検定員資格者証（大型）
- (ロ) 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許に係る運転免許証および技能検定員資格者証（中型）
- (ハ) 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る運転免許証および技能検定員資格者証（普通）

イ 教習指導員審査

- (7) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許もしくは普通自動車免許または特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 当該審査に用いられる自動車を運転できる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証
- (イ) 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証および教習指導員資格者証（大型）
- (ロ) 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許に係る運転免許証および教習指導員資格者証（中型）
- (ハ) 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る運転免許証および教習指導員資格者証（普通）
- (2) 申請書の提出先 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課
- (3) 申請書の添付書類等 技能検定員審査等に関する規則第17条または附則第3条の規定により審査細目の一部が免除されることとなる者は、技能検定員等資格者証の写しその他免除の対象者に該当することを証する書面を申請書に添付すること。
- (4) 審査手数料の納付 次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれに定める額の審査手数料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。

ア 技能検定員審査

- (7) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 23,400円（審査細目の一部が免除される者については、23,400円から滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）別表第7（以下「別表第7」という。）の注2、注3または注4に定めるところにより減ずるべき額を減じた額）
- (イ) 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 19,500円（審査細目の一部が免除される者については、19,500円から別表第7の注2、注3または注4に定めるところにより減ずるべき額を減じた額）
- (ロ) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 14,700円（審査細目の一部が免除される者については、14,700円から別表第7の注2、注3または注4に定めるところにより減ずるべき額を減じた額）
- (ハ) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 21,500円（審査細目の一部が免除される者については、21,500円から別表第7の注2または注3に定めるところにより減ずるべき額を減じた額）

イ 教習指導員審査

- (7) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 14,550円（審査細目の一部が免除される者については、14,550円から別表第7の注5、注6または注7に定めるところにより減ずるべき額を減じた額）
- (イ) 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 11,850円（審査細目の一部が免除される者については、11,850円から別表第7の注5、注6または注7に定めるところにより減ずるべき額を減じた額）
- (ロ) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 9,650円（審査細目の一部が免除される者については、9,650円から別表第7の注5、注6または注7に定めるところにより減ずるべき額を減じた額）
- (ハ) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 12,450円（審査細目の一部が免除される者については、12,450円から別表第7の注5または

注6に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

(5) 申請の受付日時

ア 第1回の審査 令和4年5月23日(月)から同月31日(火)までの日(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 第2回の審査 令和4年8月1日(月)から同月9日(火)までの日(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 第3回の審査 令和4年10月11日(火)から同月19日(水)までの日(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

6 問合せ先および審査申請書用紙の請求先 滋賀県警察本部交通部運転免許課 守山市木浜町2294番地(電話 077-585-1255)

審査申請書用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表に「指導員等審査申請書用紙請求」と朱書きし、返信用切手84円分を同封すること。

7 審査結果の通知等

(1) 審査結果の通知等 受審者に対して郵便等により審査結果を通知するとともに、合格者に対しては合格通知書を送付する。

(2) 審査結果の開示 滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第25条第1項の規定に基づき、次により、審査結果について口頭による開示請求をすることができる。

ア 受付の期間および時間 審査結果の通知の日から1か月間(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 受付および開示の場所 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課

ウ 持参する書類等 開示請求する際、審査結果通知書および運転免許証の提示を求める。

エ 開示内容 審査細目ごとの得点

オ 開示する審査結果は、請求者本人のものに限る。また、電話による審査結果の問合せには応じない。